

資料 1

東久留米市子ども・子育て会議
令和 8 年 9 月 2 9 日
子ども家庭部こども家庭センター

(仮称)東久留米市こども計画

骨子案

令和 9 年 月

東久留米市

「こども」の表記について

本計画では、『「こども」標記の推奨について（依頼）』（令和4年9月15日付 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に準じて、表記しています。

（１）特別な場合を除き、ひらがなの「こども」を用いる。

（２）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定）より）

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

令和8年版「こども白書」によれば、我が国の2025年における出生数は67万1,236人、合計特殊出生率は1.14と過去最低を記録しました。また、児童虐待相談対応件数は高水準で推移しているほか、相対的貧困状態にあるこどもの割合は11.5%に達しています。さらに、令和6年度には、小・中学校における不登校児童生徒数や学校におけるいじめ重大事態の発生件数がいずれも過去最多となるなど、こどもや若者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を背景として、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行し、同年12月には「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項、施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。

本市では、これまで平成27年3月に「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年2月に「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」、令和7年2月に「第3期 東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってきました。また、令和6年4月には「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を進めてきました。

こうした取組を着実に推進してきた一方で、全国的な課題や国の制度改革の動向を踏まえ、本市においても、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重しながら、地域社会全体でこども・若者の健やかな成長を切れ目なく支える取組を一層推進していく必要があります。

本市では、こども基本法第10条第2項に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で暮らすことのできる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ計画的に推進する「東久留米市こども計画」を策定します。

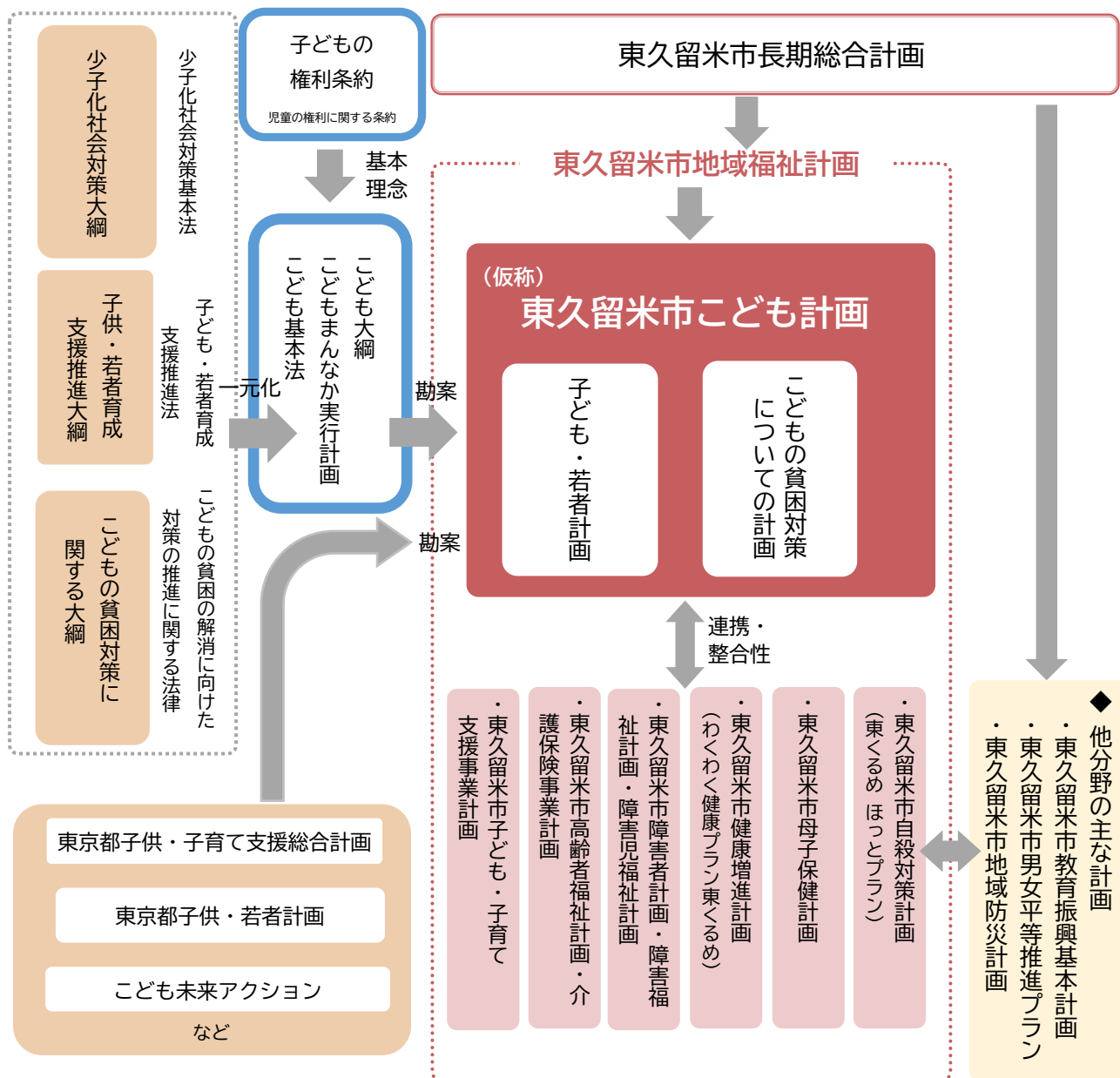
2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、同法第10条第5項の規定に基づき、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定し、こども施策を総合的かつ計画的に推進します。

※子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度を始期として「第3期 東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を別途策定済み。

各計画相関図



3 こども・若者の意見聴取について

こども基本法第11条では、国及び地方公共団体は、こども施策の策定、実施及び評価に当たり、こどもや若者、子育て当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。本計画においても、こども・若者の意見を丁寧に聴き、その最善の利益を優先しながら施策へ反映することを基本として策定します。

- ① こども・若者に関する意識・実態調査を行う 令和7年度実施（小中学生についてはヤングケアラー実態把握調査と一体の調査として実施）
- ② ワークショップやアウトリーチなどによりこども・若者から直接意見を聴取する（デジタル掲示板の活用や、市民まつりや児童館等こどもが集まる場所に出向いて意見聴取を実施）
- ③ 計画案に対するパブリックコメントを実施する

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和16年度までの8年間とします。

なお、国の「こども大綱」の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、第4期子ども・子育て支援事業計画の計画期間の終了に合わせ、令和17年度以降は、「こども計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「母子保健計画」を一体的に策定します。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
こども計画			第1期こども計画								【統合】 第2期こども計画、第5期子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画
子ども子育て支援事業計画	第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期子ども・子育て支援事業計画					
母子保健計画	第2次計画	母子保健計画（第3次）						母子保健計画（第4次）			

※表中、各計画のタイトルにある「東久留米市」は省略して表記しています

5 計画の対象

こども基本法では、「こども」を年齢によって区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

また、「こども大綱」では、ライフステージに応じて、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降30歳未満）に区分し、それぞれの発達段階に応じた施策を推進することとしています。

計画の対象となるこども・若者は、原則として0歳から30歳未満とし、施策によっては40歳未満までを対象とします。また、こども・若者に加え、子育て当事者も対象とします。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳
義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生年代からおおむね18歳まで	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満	
こども				
		若者		

6 計画策定体制

（１）子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき設置する、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関です。子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項等について調査・審議を行います。

本計画の策定に当たっては、様々な分野の有識者等から意見を聴取し、実効性のある計画となるよう検討を重ねています。

（２）庁内検討委員会

こども・若者に関する施策の整理や課題の抽出を行うとともに、計画素案及び計画原案等について検討する庁内組織です（構成メンバーは、子ども家庭部長、企画調整課長、総務課長、環境政策課長、福祉総務課長、障害福祉課長、健康課長、保育幼稚園課長、児童青少年課長、学務課長、指導室長及び生涯学習課長）。

東久留米市の現状

1 東久留米市の現状

(統計など各種データを掲載予定)

2 アンケート調査結果等からみえる現状

(東久留米市こども・若者に関するアンケート調査結果を掲載予定)

3 ヒアリング結果から見える現状

(市民まつり、児童館、くるりっど等での意見聴取の結果を掲載予定)

4 計画策定に向けた現状と課題

(1) すべてのこどもへの支援に関する課題

こども・若者の意見を聞く仕組みをつくり、まちづくりに活かすことが求められています。また、家庭や学校に限らず、こども・若者がのびのびと安心して過ごすことのできる居場所を増やしていくことも必要です。そしてすべてのこども・若者が安心して将来の夢や目標に向かうことができるよう、切れ目のないサポート体制を充実させることが望まれています。

(2) こどものライフステージ別の支援に関する課題

ライフステージ別の支援においては、年齢層ごとの環境の変化に合わせた、以下のような対応が求められています。

誕生前～幼児期… こどもがすこやかに成長するための保健・医療の確保と、ニーズに応じた保育環境の安定的な提供。

学童期・思春期… 学校生活における基本的設備の質的向上と放課後等に安心して過ごせる環境の整備。学習面、精神面におけるきめ細やかな支援と格差の無い多様な学習・活動機会の確保。

青年期… 社会的自立に向けた包括的な相談・キャリア支援。

(3) 子育て家庭への支援に関する課題

子育て家庭への支援においては、社会情勢の変化に対応する生活基盤の安定化と、成育機会の格差是正が求められます。家庭の経済状況に左右されず、すべてのこどもが多様な活動や体験を得られる仕組みづくりが課題となっています。

多様化する育児負担に応じた、包括的・効率的な相談体制が必要です。保護者の孤立を防ぐため、必要な情報へ柔軟にアクセスでき、切れ目なく寄り添える支援ネットワークの構築が求められています。

家庭内に潜在する複合的な課題の早期発見と、重層的な連携支援も重要です。福祉的ニーズやこども自身が負担を抱える状況を地域でいち早く捉え、関係機関が一体となって支える体制の強化が課題となっています。

計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

(仮) こどもまんなかの未来 ～みんなが主役、希望がつながる東久留米～

東久留米市は、市民が互いに支え合う中で、すべてのこどもが権利の主体として尊重され、幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指しております。

アンケート調査を通じ、こどもたちからは、経済的な不安なく学び続けたいという願いや、学校や家庭以外にも心安らぐ居場所を求める声が寄せられています。また、自らの意見を自由に表明し、社会の一員としてその声が受け止められることを求める声も見受けられます。こうしたこどもたちの思いに真摯に向き合い、一人ひとりが自らの可能性を広げ、未来に希望を抱いて歩んでいける環境を整えていくことが大切です。地域全体でこどもの声を大切に受け止め、誰もが自分らしく輝ける社会を築いてまいります。

2 計画の目指す姿と基本的な考え方

東久留米市のすべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のために、以下の6つをこども施策の基本的な考え方として掲げます。

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3 基本目標と施策の方向性

市の事務事業と、こども大綱の「ライフステージを通した重要事項」「ライフステージ別の重要事項」を掛け合わせ、5つの基本目標（柱）を設定しました。

基本目標1 こどもの権利が守られ、意見が尊重されるまち

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、最善の利益を図るとともに、児童虐待防止対策の強化、いじめ防止、体罰や不適切な指導の防止を推進し、権利侵害から守ります。

また、こども・若者が自らの意見を表明し、まちづくりに参画できる機会を確保します。その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、施策に反映される仕組みを構築することで、当事者が社会への影響力を発揮し、希望と意欲に応じて未来を切り開いていけるよう取り組みます。

基本目標2 こどもが健やかに成長できるまち

こどもの誕生前から青年期まで、ライフステージに応じて切れ目なく、一人一人の成長と自立を社会全体で支援します。ウェルビーイングの基礎を培う時期から、保健・医療の確保や成長の保障、遊びの充実を図り、多様な体験を通じて自己肯定感や生き抜く力を育みます。安心して学び、希望と意欲に応じて夢にチャレンジできる質の高い公教育を提供するとともに、就労支援や経済的基盤の安定を図ります。

誰もが将来に見通しを持ち、自分らしく社会生活を送れるよう、ライフステージを通じて社会全体で支え、健やかに成長できる環境を整えます。

基本目標3 すべてのこども・若者を支えるまち

こども・若者は、置かれている環境にかかわらず、差別や孤立、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らせる権利があります。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や状況に応じて必要な支援を行います。

また、貧困の連鎖を防ぐとともに、障害や医療的ケア、社会的養護、ヤングケアラーなどの早期発見と包括的な支援を推進し、一人一人が幸福な生活（ウェルビーイング）を実現できる社会を目指します。

基本目標4 安心してこどもを育てられるまち

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、安心して子育てができる環境を整備します。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図るとともに、地域や社会全体で家庭教育を支える体制を強化します。また、多様な価値観を尊重し、仕事と生活を調和させながら男女ともに主体的に育児に参画できる環境づくりを推進することで、誰もが子育てに伴う喜びを実感できるまちを目指します。

基本目標5 地域全体でこどもを支えるまち

こども・若者が、周囲のおとなや社会に支えられ、健やかに成長できる基盤を整備します。犯罪や事故、有害情報から守られる安全・安心な環境づくりを推進するとともに、多様な体験活動や遊びの機会を通じて、自己肯定感を高め、自らの可能性を広げられるよう取り組みます。こども・若者のSOSを見逃さないための見守り体制の強化、支援にアクセスしやすくするための周知を図り、必要な支援を必要な人に届けることで、誰もが自分らしく生活できる環境を整えます。

基本理念	基本目標	施策の方向性
（仮） こどもまんなかの未来 ～みんなが主役、希望がつながる東久留米～	1 こどもの権利が守られ、 意見が尊重されるまち	(1) こどもの権利の保障と啓発 (2) 社会参画・意見表明の促進
	2 こどもが健やかに成長できるまち	(1) 誕生前～幼児期 (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
	3 すべてのこども・ 若者を支えるまち	(1) こどもの貧困対策 (2) 障害児・医療的ケア児等への支援 (3) 社会的養護・ヤングケアラー等への支援
	4 安心してこどもを育てられるまち	(1) 経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援と家庭教育支援 (3) 多様な家庭への支援とチーム育児の推進
	5 地域全体でこどもを支えるまち	(1) 安全・安心な環境整備 (2) 多様な体験・活躍の機会づくり (3) こども施策の共通基盤となる取組

施策の展開

1 基本目標1 こどもの権利が守られ、意見が尊重されるまち

施策の方向性(1) こどもの権利の保障と啓発

概要と趣旨：こども基本法の基本理念に則り、すべてのこども・若者が権利の主体として尊重され、いかなる環境にあっても差別されず、基本的な人権が保障される社会全体の基盤づくりを進めます。こどもの権利侵害や、家庭・学校・地域等における不適切な関わりがなくなるよう、社会全体の意識を高める啓発活動を推進します。

施策	主な事業
こどもの権利の保障と啓発	(事業名掲載予定)

施策の方向性(2) 社会参画・意見表明の促進

概要と趣旨：こどもや若者が、年齢や発達に応じて自分自身に関係する事柄に意見を表明し、社会の多様な活動に主体的に、かつ安心して参加できる機会を増やしていきます。デジタルツールをはじめとした多様な手法を用い、当事者の生の声を集約し、市の施策やまちづくりへ反映させる循環体制の推進に努めます。

施策	主な事業
社会参画・意見表明の促進	(事業名掲載予定)

2 基本目標2 こどもが健やかに成長できるまち

施策の方向性(1) 誕生前～幼児期

概要と趣旨：妊娠前から出産、幼児期に至るまでの重要な初期段階において、心身の健康と成育環境を守るため、切れ目のない保健・医療・相談支援を提供します。また、乳幼児の健やかな育ちを支えるため、身近な地域における多様な遊びの機会の提供、保護者が孤立することなく子育てできる環境づくりを進めます。

施策の方向性	主な事業
誕生前～幼児期	(事業名掲載予定)

施策の方向性(2) 学童期・思春期

概要と趣旨：小学生から中学生・高校生等の思春期にあるこどもたちが、安心して豊かな学びを享受できるよう、質の高い公教育環境を整備・維持します。また、多様な状況下にあるすべての児童・生徒の学びを保障するため、コミュニティスクール（学校運営協議会）を導入し、家庭、地域及び関係機関と連携した学校運営の充実を図ります。こどもの心身の不安に寄り添う多様な居場所の整備に向けて、本地域におけるニーズの把握や先進事例の調査・研究を推進します。あわせて、行政と民間事業者がどのように連携できるか、そのあり方について柔軟かつ前向きに検討を重ねてまいります。

（掲載予定）コミュニティスクール（学校運営協議会）についてのコラム

施策の方向性	主な事業
学童期・思春期	（事業名掲載予定）

施策の方向性(3) 青年期

概要と趣旨：成年年齢を迎える前後の高校生・大学生から社会人を含む若者世代が、経済的・社会的に自立し、自らの可能性を最大限に広げていけるよう、様々な悩みや生活上の不安を抱えて孤立しがちな若者やその家族のために、気軽に相談できる手段・場所についての情報提供に努めます。

施策の方向性	主な事業
青年期	（事業名掲載予定）

3 基本目標3 すべてのこども・若者を支えるまち

施策の方向性(1) こどもの貧困対策

概要と趣旨：生まれ育った家庭の経済的状況や格差が、こどもの将来の選択肢や教育・成長の機会を狭めることがないよう、生活困窮世帯に対する重層的な生活支援と学習機会の保障を図ります。経済的困窮に伴うこどもの孤立や自己肯定感の低下を防ぐため、金銭的な給付等の公的扶助

を実施するだけでなく、学習遅滞の解消や、多世代と交流できる居場所づくりなど、福祉的な視点からこどもの育ちを支える環境を整えていきます。

施策の方向性	主な事業
こどもの貧困対策	(事業名掲載予定)

施策の方向性(2) 障害児・医療的ケア児等への支援

概要と趣旨：障害のあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもたちが、住み慣れた地域において特性や発達に応じた福祉・医療・教育を一体的に受けられるような体制構築に努めます。早期の気付きから専門的なアプローチ、さらには家族の負担軽減（レスパイト）に至るまで、関係機関が協力し合えるようなネットワークのあり方について、検討を進めていきます。

施策の方向性	主な事業
障害児・医療的ケア児等への支援	(事業名掲載予定)

施策の方向性(3) 社会的養護・ヤングケアラー等への支援

概要と趣旨：社会的養護を必要とするこどもや、本来大人が担うべき家事や家族の世話（きょうだいの世話、祖父母の介護、感情的なケア等）を日常的に引き受けているヤングケアラーについて、早期に発見し伴走する方法を研究していきます。学校・福祉・地域が密に連携して潜在的な対象者を把握し、こどもの学びの機会や健やかな成長の時間を奪わないためのアプローチについて検討していきます。

(掲載予定) ヤングケアラーについてのコラム

施策の方向性	主な事業
社会的養護・ヤングケアラー等への支援	(事業名掲載予定)

4

基本目標4 安心してこどもを育てられるまち

施策の方向性(1) 経済的負担の軽減

概要と趣旨：安心して子育てができる環境を整えるため、妊娠・出産期から義務教育終了までに生じる多様な経済的負担の軽減措置について周知します。手当の着実な支給に加え、各種医療費の助成や実費負担の補填など、実効性のある多角的な支援を提供し、子育て世代の安心を経済面から支えます。

施策	主な事業
経済的負担の軽減	(事業名掲載予定)

施策の方向性(2) 地域子育て支援と家庭教育支援

概要と趣旨：孤立しがちな現代の子育て家庭を地域全体で支えるため、身近な地域における多様な子育て支援の充実、情報提供の体制づくりを進めます。家庭が抱える育児への不安や戸惑いに対し、行政や関係機関が寄り添い、地域と連携して応援します。

施策	主な事業
地域子育て支援と 家庭教育支援	(事業名掲載予定)

施策の方向性(3) 多様な家庭への支援とチーム育児の推進

概要と趣旨：ひとり親家庭をはじめとする多様な背景を持つ世帯に対し、状況に応じたきめ細かな生活支援を行い、経済的・精神的な孤立を防ぎます。同時に、性別に関わらず誰もが主体的に家事・育児へ参画できるよう、家族（チーム）で協力し合える雰囲気づくりを後押ししていきます。

施策	主な事業
多様な家庭への支援とチーム 育児の推進	(事業名掲載予定)

5 基本目標 5 地域全体でこどもを支えるまち

施策の方向性(1) 安全・安心な環境整備

概要と趣旨：こどもたちが日常生活を送る通学路、公園、公共施設などの動線上において、犯罪や交通事故、災害等のリスクを抑制した安全・安心な地域環境をハード・ソフトの両面から整えていきます。また、近年深刻化するインターネット上の消費者トラブルや有害環境からこども・若者を保護し、健全な情報社会の活用能力を育むために周知・啓発に努めていきます。

施策の方向性	主な事業
安全・安心な環境整備	(事業名掲載予定)

施策の方向性(2) 多様な体験・活躍の機会づくり

概要と趣旨：こどもや若者が、学校や家庭の枠を超えて多様な文化、芸術、スポーツ、科学技術などに触れ、自らの知的好奇心や可能性を広げられる機会をつくります。また、公園などの身近な屋外空間をはじめ、湧水、河川、雑木林、緑地といった本市の豊かな自然環境を活用し、こどもたちがのびのびと遊び、自然に親しみながら学べる体験活動の充実を図ります。さらに、地域の歴史や自然に触れる生涯学習の推進や、ボランティア活動などを通じた多世代交流を促すことで、地域社会全体でこどもたちの成長を温かく支えていく環境づくりを進めます。

施策	主な事業
多様な体験・活躍の機会づくり	(事業名掲載予定)

施策の方向性(3) こども施策の共通基盤となる取組

概要と趣旨：本計画に掲げる多様な施策を安定的かつ持続可能なものとするため、行政 DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した各種手続における負担軽減や情報発信の最適化を行い、必要な支援が必要な人に届く仕組みづくりに努めます。また、地域における包括的な移動手段の確保や関係人材の充実に努め、施策の実効性を支えます。

施策	主な事業
こども施策の共通基盤となる取組	(事業名掲載予定)

(掲載予定) 子どもの権利についてのコラム

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

こども計画の推進にあたっては、組織全体でこども・若者の権利についての理解を深めるとともに、こども・若者や子育て当事者等の声を聴く機会や参画の場づくりを設けながら、各施策や事業を進めていきます。

また、総合的、計画的なこども施策の推進に必要な事項については「東久留米市子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて検討するほか、実施状況を適宜把握していきます。

(2) 計画の周知、情報提供

こども計画の内容は市ホームページ等を通じて広く周知していきます。また施策や事業の実施状況は庁内で共有するとともに、「東久留米市子ども・子育て会議」へ定期的に報告したうえで、計画の進捗について市民の皆さまに情報提供していきます。

(掲載予定) SDGs についてのコラム